

平成十二年総理府令第百五十七号

法施行規則

大深度地下の公共的使用に関する特別措置法（平成十二年法律第八十七号）の規定に基づき、法及び同法を実施するため、大深度地下の公共的使用に関する特別措置法施行規則を次のように定める。

（証票及び許可証の様式）

第一条 大深度地下の公共的使用に関する特別措置法（以下「法」という。）第九条において準用する土地收回法（昭和二十六年法律第二百十九号）第十五条第四項の規定による同条第一項に規定する証票（国土交通省の職員が携帯するものを除く。第三項において同じ。）の様式は、別記様式第一とする。

第二 法第九条において準用する土地收回法第十五条第四項の規定による同条第一項に規定する許可証の様式は、別記様式第二とする。

第三 法第九条において準用する土地收回法第十五条第四項の規定による同条第二項に規定する許票の様式は、別記様式第三とする。

第四 法第九条において準用する土地收回法第十五条第四項の規定による同条第二項に規定する許票の様式は、障害物を伐除しようとする者にあっては別記様式第四、土地に試掘等を行おうとする者にあっては別記様式第四の二とする。

第五 法第九条又は法第三十二条第四項（法第三十七条第二項において準用する場合を含む。）において準用する土地收回法第九十四条第六項による証票の様式は、別記様式第五とする。

第六 法第九条又は法第三十二条第四項（法第三十七条第二項において準用する場合を含む。）において準用する同法第六十五条第四項の規定による証票の様式は、別記様式第六とする。

第七 法第九条又は法第三十二条第四項（法第三十七条第二項において準用する場合を含む。）において準用する土地收回法第九十四条第三項における証票の様式は、別記様式第七とする。

第八 法第九条又は法第三十二条第四項（法第三十七条第二項において準用する場合を含む。）において準用する土地收回法第九十四条第三項における証票の様式は、別記様式第八とする。

第九 法第九条又は法第三十二条第四項（法第三十七条第二項において準用する場合を含む。）において準用する土地收回法第九十四条第三項における証票の様式は、別記様式第九とする。

第十 法第九条又は法第三十二条第四項（法第三十七条第二項において準用する場合を含む。）において準用する土地收回法第九十四条第三項における証票の様式は、別記様式第十とする。

第十一 法第九条又は法第三十二条第四項（法第三十七条第二項において準用する場合を含む。）において準用する土地收回法第九十四条第三項における証票の様式は、別記様式第十一とする。

（事業概要書の公告の方法）

次に掲げる方法のうち適切な方法により行うものとする。

一 官報への掲載

二 関係都道府県の協力を得て、関係都道府県の公報又は広報紙に掲載すること。

三 関係市町村の協力を得て、関係市町村の公報又は広報紙に掲載すること。

四 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への掲載

五 事業概要書について公告する事項

六 法第十二条第二項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 法第十二条第一項各号に掲げる事業概要書の記載事項

二 事業概要書の縦覧の場所、期間及び時間の掲載

三 公告された事業に関し法第四条各号に掲げる事業との共同化、事業区域の調整その他必要な調整の申出ができる旨の掲載

四 法第十二条第五項の規定による申出期限及び申出先その他申出に関し必要な事項

五 調査書の記載事項及び様式

六 法第十三条第一項第五号の国土交通省令で定める事項は、物件又は物件に関する権利に対する損失の補償の見積り及びその内訳とする。

七 法第十三条第二項の規定による調査書の様式

八 法第十三条第二項の規定による調査書の様式

九 法第十三条第二項の規定による調査書の様式

十 法第十三条第二項の規定による調査書の様式

十一 法第十三条第二項の規定による調査書の様式

十二 法第十三条第二項の規定による調査書の様式

十三 法第十三条第二項の規定による調査書の様式

十四 法第十三条第二項の規定による調査書の様式

十五 法第十三条第二項の規定による調査書の様式

十六 法第十三条第二項の規定による調査書の様式

十七 法第十三条第二項の規定による調査書の様式

十八 法第十三条第二項の規定による調査書の様式

十九 法第十三条第二項の規定による調査書の様式

二十 法第十三条第二項の規定による調査書の様式

二十一 法第十三条第二項の規定による調査書の様式

二十二 法第十三条第二項の規定による調査書の様式

二十三 法第十三条第二項の規定による調査書の様式

二十四 法第十三条第二項の規定による調査書の様式

二十五 法第十三条第二項の規定による調査書の様式

二十六 法第十三条第二項の規定による調査書の様式

二十七 法第十三条第二項の規定による調査書の様式

使用認可申請書と同じ部数の写しを提出するものとする。

一 法第十四条第二項第二号の事業計画書は、次に掲げる事項を記載するものとし、その内容を説明する参考書類があるときは、あわせて添付するものとする。

イ 事業計画の概要

ロ 設置する施設又は工作物の工事の着手及び完成の予定期

ハ 事業に要する経費及びその財源

ニ 大深度地下において事業の施行を必要とする公益上の理由

ホ 事業区域を当該事業に用いることが相当であり、又は大深度地下の適正かつ合理的な利用に寄与することとなる理由

イ 事業区域に係る土地の位置を示すこと。

ロ 縮尺二万五千分の一（二万五千分の二が二分の一の地形図の図式により、これにないものは適宜のものによるものとする）

ハ 前号の平面図は、次に定めるところにより作成し、符号は、国土地理院発行の縮尺五万分の一の地形図の図式により、これにないものは適宜のものによるものとする。

ニ 事業区域に係る土地の位置を示すこと。

ホ 縮尺二万五千分の二の一般図によつて示される場合は五万分の二の一般図によつて示される。

イ 事業区域に係る土地の位置を示すこと。

ロ 縮尺百分の一から三千分の一程度までの範囲で、事業区域に係る土地を表示するに便利な適宜の縮尺の地形図によつて事業区域に係る土地を薄い黄色で着色し、事業区域内外に井戸その他の物件があるときは、当該物件が存する土地の部分を薄い赤色で着色すること。

ハ 第二号の縦断面図及び横断面図には、事業区域内に物件があるときは、当該物件を図示するものとする。

ニ 第二号の縦断面図及び横断面図には、事業区域内に物件があるときは、当該物件を図示するものとする。

ホ 第二号の縦断面図及び横断面図には、事業区域内に物件があるときは、当該物件を図示するものとする。

意見がないときは、その事実を明らかにするものとする。

一 法第十四条第二項第二号の国土交通省令で定める事項は、基本方針に定められた法第六条第二項第三号に掲げる事項に係る措置（法第十四条第二項第七号に掲げる書類に記載された措置を除く。）を記載した書類とする。

（公聴会の手続）

八 法第十四条第二項第二号の国土交通省令で定める事項は、基本方針に定められた法第六条第二項第三号に掲げる事項に係る措置（法第十四条第二項第七号に掲げる書類に記載された措置を除く。）を記載した書類とする。

（公聴会の手續）

八 法第十四条第二項第二号の国土交通省令で定める事項は、基本方針に定められた法第六条第二項第三号に掲げる事項に係る措置（法第十四条第二項第七号に掲げる書類に記載された措置を除く。）を記載した書類とする。

に「閲覧所」という。)を設けなければならぬ。

2 都道府県知事は、前項の規定により閲覧所を設けたときは、当該閲覧所の場所及び閲覧規則を定めるとともに、当該閲覧所の場所及び閲覧規則を告示しなければならない。

(承認申請書の様式)

第十二条 法第二十八条第三項の規定による承認の申請書の様式は、別記様式第十とする。

(事業の廃止又は変更の届出の様式)

第十三条 法第三十条第一項の規定による事業の廃止又は変更の届出の様式は、別記様式第十一とする。

附 則

この府令は、法の施行の日(平成十三年四月一日)から施行する。

附 則 (平成一四年七月九日国土交通省

令第八五号)抄

(施行期日)

この省令は、土地収用法の一部を改正する法律(平成十三年法律第百三号)の施行の日(平成十四年七月十日)から施行する。

附 則 (平成一五年四月七日国土交通省

令第六〇号)抄

(施行期日)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一七年三月七日国土交通省

令第二二号)抄

(施行期日)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二四年一月三〇日国土交通省

令第九八号)抄

1 この省令は、令和三年一月一日から施行する。

(経過措置)
2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

附 則 (令和六年三月二九日国土交通省
令第二六号)抄

(施行期日)
第一条 この省令は、令和六年四月一日から施行する。

別記様式第1 (第1条第1項関係)

別記第1 (第1条第1項関係) (平成二〇年一月六日)

番 号
金 分 王 稲 葉
在所 名
上記の表記は、大規模地下水の公的利用に関する事業の実施地を記入し、該地の公的利用の実施地に開設する土地区画整理事業(本項第3項の規定により事業者は(金番)に基づいて該地に立ち入れることを認める)ことである。
年 月 日
■署名(氏名又は官名)

様式第2 (第1条第2項関係)

別記第2 (第1条第2項関係) (平成二〇年一月六日)

番 号
土 地 住 人 氏 可 虞 例 姓 名又は官名
上記の表記は、下記により、大規模地下水の公的利用に関する特例規制第9条において開設する土地区画整理事業(本項第3項の規定に基づいて土地に立ち入れることができない)の開設者(本項第1項第2号に規定する者)の者であることを記入するものとする。 1) 事業者においてその職務について事業を行っており専任職員がある場合 2) 他の会社に登録をもって本様式の記載に対応することができる。 3) 不要の部分は削除すること。
年 月 日
新規登録用紙

様式第3（第1条第3項関係）

番 号	□
地 分 箇 所	□
在所	□
氏名	□
上記の者は、本請求者の〔登記簿〕に基づいて土地に立ち入り前権者に損害を 行う者であることを証明する。	
年 月 日	□
■ 請求者の姓名又は名称	□

様式第4（第1条第4項関係）

番 号	□
地 分 箇 所	□
在所	□
氏名	□
上記の者は、下記により、大規模地下の公的施設に関する特許権者より前に おいて争得する土地又は建物〔登記簿〕の権利に基づいて特許権者に代わること ができる。	
年 月 日	□
備考 不要の部分は削除すること。	□

様式第4の2（第1条第4項関係）

番 号	□
地 分 箇 所	□
在所	□
氏名又は名称	□
上記の者は、下記により、大規模地下の公的施設に関する特許権者より前に おいて争得する土地又は建物〔登記簿〕の権利に基づいて特許権者に代わること ができる。	
年 月 日	□
備考 不要の部分は削除すること。	□

様式第5（第1条第5項関係）

株式会社（第1条第5項関係）（平成廿四年一月一日）	
第 号	
會 分 類 営	
社 會	
圖文及び商名	
上記の者は、大蔵省所下の公的機関に下さる特許出願書類（第1条第4項） （意匠登録申請について審査する場合は除く）において審査する土蔵省 出願の登録を受けるに付する特許出願第1項登録の規定に基づいて 下記のものを実施に供する事あることを認知する。	
記	
販 在	
土地又は建物	
年 月 日	
支 所 委 契 合	

第 号	
株式会社（第1条第5項関係）（平成廿四年一月一日）	
會 分 類 営	
社 會	
圖文及び商名	
上記の者は、大蔵省所下の公的機関に下さる特許出願書類（第1条第4項） （意匠登録申請について審査する場合は除く）において審査する土蔵省 出願の登録を受けるに付する特許出願第1項登録の規定に基づいて 下記のものを実施に供する事あることを認知する。	
記	
販 在	
土地又は建物	
年 月 日	
支 所 委 契 合	

様式第6（第2条関係）

株式会社（第2条関係）（平成廿四年一月一日）	
第 号	
會 分 類 営	
社 會	
圖文及び商名	
上記の者は、大蔵省所下の公的機関に下さる特許出願書類（第1条第4項） （意匠登録申請について審査する場合は除く）において審査する土蔵省 出願の登録を受けるに付する特許出願第1項登録の規定に基づいて 下記のものを実施に供する事あることを認知する。	
記	
販 在	
土地又は建物	
年 月 日	
支 所 委 契 合	

株式会社（第3条第1項関係）（平成廿四年一月一日）	
第 号	
會 分 類 営	
社 會	
圖文及び商名	
上記の者は、大蔵省所下の公的機関に下さる特許出願書類（第1条第4項） （意匠登録申請について審査する場合は除く）において審査する土蔵省 出願の登録を受けるに付する特許出願第1項登録の規定に基づいて 下記のものを実施に供する事あることを認知する。	
記	
販 在	
土地又は建物	
年 月 日	
支 所 委 契 合	

様式第7（第3条第1項関係）

